

(趣旨)

第1条 この規則は、高萩・北茨城広域事務組合事務局設置条例（昭和59年高萩・北茨城広域工業用水道企業団条例第8号）に規定する事務局の組織及びその分掌事務等について、必要な事項を定めるものとする。

(課及び係の設置)

第2条 事務局に次の課及び係を置く。

環境総務課

施設係

庶務係

(係の分掌事務)

第3条 係の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、各係相互に事務をさせることができる。

施設係

- (1) 施設建設に関すること。
- (2) 施設建設の執行管理及び総合調整に関すること。

庶務係

- (1) 公告式に関すること。
- (2) 条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 文書の收受、整理及び保存に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 組織機構に関すること。
- (6) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (7) 職員の人事管理、勤務条件等に関すること。
- (8) 入札及び契約に関すること。
- (9) 指名業者の選定に関すること。
- (10) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (11) 予算の編成、執行及び調整に関すること。
- (12) 財政状況の公表に関すること。
- (13) 組合債及び一時借入金に関すること。
- (14) その他、他の係に属さないこと。

(職制)

第4条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）、課に課長、係に係長を置く。ただ

し、必要があるときは、次長、参事、副参事、主査、課長補佐、副主査、主任、主幹、主事及び主事補を置くことができる。

(職務)

第5条 局長は、管理者の命を受け、局務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌握し所属職員を指揮監督する。

3 次長、参事、副参事、主査、課長補佐、副主査、係長及び主任は、それぞれ局長、課長を補佐し、その分掌事務を掌握する。

4 主幹は、係長を補佐し、分掌事務を処理する。

5 主事及び主事補は、上司の命を受け、担当する事務に従事する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。